

京都府地球温暖化対策指針

第1 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、京都府地球温暖化対策条例（平成17年京都府条例第51号。以下「条例」という。）に基づき、事業者、府民その他の主体が地球温暖化対策を推進するための基本的な事項を定めることを目的とする。

(用語)

第2条 この指針で使用する用語は、条例及び京都府地球温暖化対策条例施行規則（以下「規則」という。）で使用する用語の例による。

第2 特定事業者

(特定事業者の組織境界)

第3条 特定事業者（条例第18条第2項の規定による特定事業者以外の事業者を含む。以下同じ。）が、事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書を作成するに当たり、自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する際の組織上の算定範囲（以下「組織境界」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業者自らが所有する事業所、工場、店舗その他事業の用に供する施設又は設備（以下「事業所等」という。）における事業活動
- (2) 特定事業者（法人に限る。）が経営支配下においている事業所等における事業活動

2 前項第2号の規定による経営支配下においている事業所等とは、次の各号に該当するものとする。

- (1) 特定事業者と重要な経営方針を支配する契約を交わしている事業所等
- (2) 特定事業者と重要な技術提供をしている事業所等
- (3) 特定事業者と重要な商取引を行っている事業所等
- (4) 特定事業者が意思決定を支配する事実がある事業所等

(特定事業者の活動境界等)

第4条 特定事業者が、事業者排出量削減計画書及び事業者排出量削減報告書を作成するに当たり、自らの事業活動に起因する温室効果ガスの排出の量を算定する際の活動上の算定範囲（以下「活動境界」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特定事業者が所有又は経営支配下においている事業所等における化石燃料の燃焼による排出、生産プロセスにおける排出、及び車両から直接発生した温室効果ガスの排出
- (2) 特定事業者が所有又は経営支配下においている事業所等において、事業活動を行うため他者から供給された電気又は熱を使用したときに、その電気又は熱をつくるに当たって電気事業者又は熱供給事業者が所有又は経営支配下においている施設又は設備（機器を含む。）から発生した温室効果ガスの排出

2 前項の規定により特定事業者の対象となる活動の区分と温室効果ガスの種類は、別表1のとおりとする。

(特定事業者の要件の算定方法)

第5条 規則第10条第1項第1号の別に定める方法は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条各号に掲げる方法とする。ただし、都市ガスにあつては、1000立方メートルを45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1ギガジュールを原油0.0258キロリットルとして換算するものとする。別表第2を参考にすること。

2 規則同条同項第4号の別に定める方法は、別表第3に掲げる地球温暖化係数を各種の温室効果ガスの数量に乗じて得るものとする。

(事業所等)

第6条 第3条第1項及び第2項に規定する事業所等は、同一の敷地内にある複数の建築物、同一の敷地内にある複数の事務所等又はエネルギー管理に連動性のあるものを一事業所等とする。ただし、同一の敷地内又は建築物内に住居の用に供する部分がある場合には、当該部分を除く。

2 建築物の設置者又は管理者以外の事業者(以下「店子」という。)がその一部を使用する建築物(以下「テナントビル」という。)については、当該テナントビル全体で使用するエネルギーの使用量については、規則第10条第1項第1号の使用量には算入しないものとする。ただし、エネルギーの管理に係る権限が店子に委ねられている場合はこの限りでない。

3 複数の事業者が区分所有により一つの建築物を所有している場合については、当該建築物全体で使用するエネルギーの使用量については、規則第10条第1項第1号の使用量には算入しないものとする。ただし、エネルギーの管理に係る権限が各事業者に委ねられている場合はこの限りでない。

(事業者排出量削減計画書の作成等)

第7条 規則第11条の規定による事業者排出量削減計画書は、次の各号に定める事項を記載し、作成するものとする。

- (1) 事業者の主たる業種
- (2) 規則第10条第1項各号による特定事業者となる要件
- (3) 計画期間(特定事業者の要件を満たした年度の翌年度を初年度とする3箇年をいう。以下同じ。)を通しての事業者が定めた省エネルギー対策、廃棄物排出抑制対策、環境物品等の提供、従業員への環境教育又は社会貢献活動等の地球温暖化防止に貢献する考え方をまとめた基本方針
- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減に関する取組の推進責任者及び担当者並びに点検体制をまとめた推進体制
なお、環境マネジメントシステムを構築している場合は、当該規格の名称、取得日、取得範囲等を記載できる。
- (5) 別表第4に掲げる地球温暖化対策取組事例を参考にした地球温暖化対策のうち、温室効果ガスの排出の抑制等に直接の影響を及ぼす取組及び措置を、計画年次ごと、並びに設備、対象及び工程等の区分ごとに個別具体的に記載した計画

(6) 温室効果ガスの排出量等

ア 基準年度及び目標年度

基準年度は計画期間の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とする。

イ 温室効果ガス排出量の算出方法

規則第11条の規定による温室効果ガス排出量内訳書に基づき排出区分ごとの二酸化炭素換算数量の合計を記載するとともに、各排出区分の二酸化炭素換算数量の合計を記載するものとする。

ウ 目標年度の目標排出量の設定

計画期間の最終年度の排出量について、基準年度と比較して数量的な目標を設定し、記載するものとする。

エ 増減率の算出

目標年度の温室効果ガスの目標排出量と基準年度の温室効果ガスの排出量の差を基準年度の温室効果ガスの排出量で除した数字に、100を掛け合わせた数値を示し、記載するものとする。

オ 目標設定の考え方

目標の設定に当たって前提条件とした生産量の伸び、稼働時間、省エネルギー設備の導入状況、環境マネジメントシステムの実施状況などを記載するものとする。

カ 原単位当たりの温室効果ガス排出量

所属業界団体等における自主行動計画に掲げる目標が原単位で設定されている場合等にあつては、事業上の用途区分（工場、事務所等）に応じて原単位当たりの温室効果ガス排出量を目標に追加することができる。

なお、原単位は、当該区分における温室効果ガス排出量の削減に係る取組等が適正に反映されると考えられる数量（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を事業者が設定するものとする。

キ 原単位の指標及び計画数値設定の考え方

原単位当たりの温室効果ガス排出量を記載した事業者にあつては、温室効果ガス排出量の削減に係る取組等が適正に反映されると考える数量（生産数量、延べ床面積、走行距離等）の設定の理由及び目標とする計画数値設定の考え方について記載するものとする。

(7) その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等

ア 森林の保全及び整備

知事が別に定める森林吸収に係る認証制度に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動について、同制度に定める方法により算定される二酸化炭素の森林吸収の量

イ 府内産の木材の利用

知事が別に定める府内産の木材認証制度に基づき申請を行った府内産の木材の利用について、同制度に定める方法により算定される木材の輸送に係る二酸化炭素の排出削減の効果の量

ウ 自然エネルギーの利用

自然エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給する予定量に、それぞれ別表第2の1の(3)の電気又は別表第2の1の(2)の熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られる二酸化炭素の量

エ グリーン電力の購入

グリーン電力認証機構又は京グリーン電力運営協議会の認証を受けたグリーン電力の購入予定量に、別表第2の1の(3)の電気の二酸化炭素排出係数を乗じて得られる二酸化炭素の量

オ 家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入

知事が別に定める家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分を事業者が購入することにより当該事業者の温室効果ガス排出量の削減を認証する制度に基づき申請を行った家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入について、同制度に定める方法により算定される二酸化炭素の排出削減の効果の量

カ 差引排出量

前号イに規定する各排出区分の二酸化炭素換算数量の合計から上記アからオまでの対策による温室効果ガスの削減量等の合計を差し引いた量

キ 増減率の算出

上記アからオまでの対策による温室効果ガスの削減量等について、目標年度の総量と基準年度の総量の差を基準年度の総量で除した数字に、100を掛け合わせた数値を示し、記載するものとする。

(8) 地球温暖化対策に資する社会貢献活動

事業者は、業務における温室効果ガス削減の取組以外に、地域社会での地域住民等への啓発など環境貢献活動の実施や環境活動を行うNPO法人等への活動支援等地球温暖化に資する社会貢献活動の内容、又は計画を記載することができる。

(9) 特記事項

温室効果ガス排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合その他計画書記載事項の内容について、記載するものとする。

2 特定事業者は、前項に規定する事項の参考となる資料を必要に応じて添付するものとする。

3 事業者排出量削減計画書は、計画期間ごとに作成し、提出するものとする。

(温室効果ガス排出量内訳書の作成等)

第8条 規則第11条及び第15条の規定による温室効果ガス排出量内訳書は、事業所等ごとに作成するものとし、次の各号に定める事項を記載し、作成するものとする。なお、内訳書を複数作成している場合にあつては、内訳書の別紙により集約するものとする。

(1) 事業所等の名称

事業所等の名称を記載するものとする。事業者全体で一括する場合は、「事業者一括」と記載するものとする。

(2) 記載年度

温室効果ガス排出量内訳書に記載する項目の該当年度及び期間を記載するものとする。

(3) 事業所等の主たる用途

事業所等の主たる用途を記載するものとする。

(4) 温室効果ガス排出量

ア 排出量の把握のための考え方及び排出区分の設定

(7) (1)の記載の区分における温室効果ガス排出量の内訳を記載するものとし、京都府内に所在する工場、事務所、店舗、ビル、宿泊施設、学校、公共施設等で行われる事業活動及び設置される機器を用いて行われる事業活動並びに人貨の輸送を業とする者により使用するエネルギー及び発生する温室効果ガスについて、当該年度の第3条及び第4条の規定により使用量及び排出量を算出するものとする。

(イ) エネルギーについては、その種別ごとに、その他の温室効果ガスにあっては、ガスの種類ごとに使用量又は購入量を把握し、使用総量を記載するものとする。当該温室効果ガスを閉鎖系内で循環使用する場合にあっては、当該年度において追加購入した量とする。

(ウ) 排出区分の設定

a 事業所等排出区分

京都府内の事業所等の事業活動に伴うエネルギーの使用に係る区分

b 輸送車両排出区分

道路運送法第2条第2項に規定する自動車運送事業を行う者であって、道路運送車両法第7条第1項第5号に規定する使用の本拠の位置を京都府内で登録した車両及び鉄道事業法第4条第1項の規定により同法第2条第1項に規定する鉄道事業の許可を受けた者であって保有する貨物又は旅客の輸送に供する車両のエネルギーの使用に係る区分

c その他排出区分

前各号に掲げるもののほか、京都府内における事業所等の事業活動に伴うもの及びエネルギーの使用に因らない温室効果ガスの排出に係る区分

イ A 事業所等排出区分

(7) エネルギー種別

別表第2を参考に、使用しているエネルギーを種別ごとに記載するものとする。なお、特定規模電気事業者から電力の供給を受けている場合には、「電気」の「その他」の欄に当該電気事業者名を記載するものとする。

(イ) 一般及び自家用車燃料

事業所等を使用の本拠地として登録している「自家用車」（「B 輸送車両」に含まれない営業車両等）の使用量を「自家用車燃料」に記載し、それ以外に事業所等で使用する燃料等の使用量を「一般」に記載するものとする。

(ウ) 単位

別表第2を参考に、使用しているエネルギーの種別ごとに、そのエネルギーの単位を記載するものとする。

(エ) 実数値

事業所等（自家用車燃料を含む。）で使用した全ての燃料等エネルギーの量を「単位」に示す単位で記載するものとする。

(オ) 原油換算数量及び二酸化炭素換算数量

エネルギーの種別ごとの原油換算数量及び二酸化炭素換算数量を、それぞれ記載するものとする。

原油換算方法は、第5条に定める方法によるものとする。二酸化炭素換算方法（都市ガス及び他人から供給された電気を除く。）は、令第6条号に定める方法とし、都市ガスにあつては、1000立方メートルを45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1ギガジュールを二酸化炭素0.0509トンとし、他人から供給された電気にあつては、知事が別に定める係数を乗じるものとする。令第6条各号にないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、エネルギー種別名を明示した上で根拠資料を温室効果ガス排出量内訳書に添付するものとする。なお温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められる場合は、当該実測等に基づく係数を用いて、温室効果ガス排出量を算定することができる。なお、換算に当たって用いる係数は、当該計画期間を通じて変更しないものとする。

(カ) 小計及び合計

原油換算数量及び二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

(キ) 蒸気、温水又は冷水の供給を受けてエネルギー源とした場合は、供給元の名称を記載するものとする。

ウ B 輸送車両排出区分

(ア) エネルギー種別

事業所単位で、当該事業所を本拠地として登録している自動車の使用量について記載するものとする。

(イ) 単位

別表第2を参考に使用しているエネルギーの種別ごとに記載するものとする。

(ロ) 実数値

輸送車両の燃料として使用したエネルギーの量を、「単位」に示す単位で記載するものとする。

(エ) 原油換算数量及び二酸化炭素換算数量

エネルギーの種類ごとの原油換算数量及び二酸化炭素換算数量を、それぞれ記載するものとする。

原油換算方法は、第5条に定める方法によるものとする。二酸化炭素換算方法（都市ガス及び他人から供給された電気を除く。）は、令第6条号に定める方法とし、都市ガスにあつては、1000立方メートルを45.0ギガジュールに換算した後、発熱量1ギガジュールを二酸化炭素0.0509トンとし、他人から供給された電気にあつては、知事が別に定める係数を乗じるものとする。令第6条各号にないエネルギーについては、根拠のある係数をもって算出するものとし、エネルギー種別名を明示した上で根拠資料を温室効果ガス排出量内訳書に添付

するものとする。なお温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められる場合は、当該実測等に基づく係数を用いて、温室効果ガス排出量を算定することができる。なお、換算に当たって用いる係数は、当該計画期間を通じて変更しないものとする。

(オ) 小計及び合計

原油換算数量及び二酸化炭素換算数量のそれぞれを集計するものとする。

(カ) 年度末使用車両数

自動車にあつては、当該事業所を登録地又は活動の根拠としている年度末現在の自動車台数を記載する。

鉄道車両については、年度末現在の全ての鉄道車両数を記載するものとする。

(キ) 鉄道事業者の京都府内分指標

乗降客数又は取扱貨物量を全社分及び京都府内で人又はトン単位として記載するものとする。京都府内分は、府内における駅及び施設における数量の合計を記載するものとする。

エ C その他排出区分

(ア) 温室効果ガスの種別、単位及び実数値について

別表第3に記載してある温室効果ガスの種別ごとに、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」を参考に、排出した温室効果ガスの数量を記載するものとする。

(イ) 二酸化炭素換算数量

別表第3に記載してある温室効果ガスの種類別に地球温暖化係数を掛け合わせて求めた値を記載するものとする。

(ウ) 合計

実数値及び二酸化炭素換算の各々の値を集計するものとする。

(エ) 該当する排出源の名称

温室効果ガスを排出する施設、工程等の名称を記載するものとする。

(事業者排出量削減計画書等の提出先等)

第9条 特定事業者は、事業者排出量削減計画書、事業者排出量削減報告書、温室効果ガス排出量内訳書及びその他の添付図書（以下「事業者排出量削減計画書関連書類」という。）を、知事に各1部提出するものとする。

2 特定事業者は、前項の事業者排出量削減計画書関連書類について提出前に控え一式を作成し、計画期間の全期間の報告が完了するまで保存しなければならない。

(事業者排出量削減計画書等の再提出)

第10条 特定事業者は、提出した事業者排出量削減計画書関連書類の見直し又は訂正等を行うときは、速やかに見直し又は訂正等を行った事業者排出量削減計画書関連書類を知事に再提出しなければならない。

(事業者排出量削減報告書の作成等)

第11条 規則第15条の規定による事業者排出量削減報告書は、第1項の規定により提出した事業者排出量削減計画書の内容について、当該報告年度の実施結果及び実績を記載す

るものとする。

2 記載の方法は、第7条各号に定めるほか以下の各号によるものとする。

(1) 年度ごとの具体的な取組及び措置の状況

計画期間内における年度ごとに実施した機器の改善等の具体的な取組及び措置の状況を記載するものとする。

(2) 実績に対する自己評価

当該報告年度温室効果ガス排出量等の増減の要因、目標年度の温室効果ガス排出量等の達成に向けた考え方等を記載するものとする。

3 基準年度及び目標年度の温室効果ガス排出量等は、あらかじめ提出済みの計画書における数値を転記するものとし、この分の内訳書は添付を要しない。

4 第7条第1項第7号の規定により記載したその他の地球温暖化対策による温室効果ガス削減量等に係る実績の報告については次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 森林の保全及び整備

知事が別に定める森林吸収に係る認証制度に基づき申請を行った京都府内の森林における保全及び整備活動について、同制度で認証を受けた二酸化炭素の森林吸収の量

(2) 府内産の木材の利用

知事が別に定める府内産の木材認証制度に基づき申請を行った府内産の木材の利用について、同制度に定める方法により認証を受けた木材の輸送に係る二酸化炭素の排出削減の量

(3) 自然エネルギーの利用

自然エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給した量に、それぞれ別表第2の1の(3)の電気又は別表第2の1の(2)の熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られる二酸化炭素の量

(4) グリーン電力の購入

グリーン電力認証機構又は京グリーン電力運営協議会の認証を受けたグリーン電力の購入した量に、別表第2の1の(3)の電気の二酸化炭素排出係数を乗じて得られる二酸化炭素の量

(5) 家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入

知事が別に定める家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分を事業者が購入することにより当該事業者の温室効果ガス排出量の削減を認証する制度に基づき申請を行った家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入について、同制度で認証を受けた二酸化炭素の排出削減の効果の量

第3 特定建築物

(特定建築物排出量削減計画書の作成等)

第12条 規則第19条の規定による特定建築物排出量削減計画書は、当該特定建築物に施そうとする別表第5に掲げる措置の概要を具体的に記入し、作成するものとする。

2 特定建築物排出量削減計画書の提出に際しては、次の各号に掲げる資料を添付するものとする。

- (1) 財団法人建築環境・省エネルギー機構が作成した建築物に係る環境性能の評価システム（以下「CASBEE－新築（簡易版）」という。）による評価結果（電子データを含む。）
 - (2) 前号の評価結果が高得点（4点又は5点）である場合、その具体策を図面等で明示した資料
 - (3) 当該特定建築物に係る省エネルギー法第75条第1項の規定により提出した「省エネルギー計画書」の写し
 - (4) その他知事が特に必要と認める資料
- 3 特定建築主は、特定建築物排出量削減計画書及び添付書類の見直し又は訂正等を行うときは、速やかに見直し又は訂正等を行った特定建築物排出量削減計画書等を再提出するものとする。
- （特定建築物排出量削減計画書等の提出等）
- 第13条 特定建築主は、前条の特定建築物排出量削減計画書及び添付書類を、知事に各2部提出するものとする。

第4 特定緑化建築物

（緑化計画書等の提出等）

- 第14条 緑化計画書等の策定にあたっては、規則第28条の規定による提出日の事前に、「位置図」、「建築物立面図」、「屋上平面図」、「緑化計画図」書等により、提出先に相談するものとする。
- 2 緑化計画書等の作成、提出等は、別に定める「緑化計画の手引き書」に従い行うものとする。

第5 自動車交通

（アイドリング・ストップの遵守指導等）

- 第15条 条例第35条の規定によるアイドリング・ストップの遵守指導等は、事業所等における朝礼又は研修などの機会を通じて行うものとする。

（アイドリング・ストップの周知基準）

- 第16条 規則第36条第2項に規定する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 京都府地球温暖化対策条例に基づき、アイドリング・ストップが義務とされている旨を日本語で簡潔明瞭に表示すること。
- (2) 看板又はポスター等は、当該駐車場において駐車又は停車しようとする自動車等の運転者に見えやすい場所に掲出すること。

（自動車環境情報）

- 第17条 規則第37条に規定する自動車環境情報は、次に掲げるものとする。

- (1) 排出ガスに含まれる次に掲げる物質の量
 - ア 一酸化炭素
 - イ 炭化水素
 - ウ 窒素酸化物
 - エ 粒子状物質（軽油を燃料とする自動車である場合に限る。）

- (2) 京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市及び神戸市が組織する京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会によるLEV-7（京阪神七府県市指定低排出ガス車）の指定の状況
- (3) 再生利用が容易な材料を使用した部品その他資源の有効利用に関するもの
- (4) その他知事が別に定めるもの

第6 特定電気機器等

（特定電気機器等）

第18条 規則第41条に規定する要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) エアコンディショナー

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第79条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。
- イ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第2号に規定するものであること。
- ウ 直吹き形で壁掛け形のものであること。
- エ 未使用のものであること。

(2) 蛍光灯のみを主光源とする照明器具

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律第79条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。
- イ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第3号に規定するものであること。ただし、卓上スタンド用けい光灯器、蛍光灯のみを主光源とする照明器具の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等（平成22年経済産業省告示第54号。以下「判断基準」という。）に規定する電球形蛍光灯及び判断基準に規定する蛍光灯器具であって施設用のものを除く。
- ウ 未使用のものであること。

(3) テレビジョン受信機

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律第79条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。
- イ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第4号に規定するものであること。
- ウ 未使用のものであること。

(4) 電気冷蔵庫

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律第79条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。
- イ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第10号に規定するものであること。
- ウ 未使用のものであること。

(5) 電気便座

- ア エネルギーの使用の合理化に関する法律第79条第1項に規定する製造事業者等が製造し、又は輸入するものであること。

イ エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第21条第16号に規定すること。

ウ 未使用のものであること。

(省エネルギー性能に関する情報の表示)

第19条 規則第42条に規定する事項は、次の各号に掲げるとおりとし、これを表示する書面は、エネルギーを消費する機械器具の小売の事業を行う者が取り組むべき措置（平成18年経済産業省告示第258号。以下「告示」という。）1－2(4)、2－2(4)、3－2(4)、7－2(4)及び13－2(4)に規定する様式とする。

(1) エアコンディショナー

ア 多段階評価（告示1－3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示1－2(2)に定めるものをいう。）

ウ 製造事業者等（エネルギーの使用の合理化に関する法律第77条に定めるものをいう。以下同じ。）の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示1－2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(2) 蛍光ランプのみを主光源とする照明器具

ア 多段階評価（告示2－3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示2－2(2)に定めるものをいう。）

ウ 製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示2－2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(3) テレビジョン受信機

ア 多段階評価（告示3－3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示3－2(2)に定めるものをいう。）

ウ 製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示3－2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(4) 電気冷蔵庫

ア 多段階評価（告示7－3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示7－2(2)に定めるものをいう。）

ウ 製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示7－2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

(5) 電気便座

ア 多段階評価（告示13-3に定める多段階評価基準に基づくものをいう。）

イ 省エネルギーラベル（告示13-2(2)に定めるものをいう。）

ウ 製造事業者等の名称

エ 特定電気機器等の種類ごとの名称

オ 1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示13-2(3)に定める方法により求めた値をいう。）

カ 書面の作成年度

- 2 前項の事項を表示するに当たっては、エアコンディショナーにあつては、告示1-5に掲げる注意事項を、蛍光ランプのみを主光源とする照明器具にあつては、告示2-5に掲げる注意事項を、テレビジョン受信機にあつては、告示3-5に掲げる注意事項を、電気 冷蔵庫にあつては、告示7-5に掲げる注意事項を、電気便座にあつては、告示13-5に掲げる注意事項を販売場所において表示又は説明することとする。

第7 一般電気事業者等

（一般電気事業者等）

第20条 条例第45条に規定する府内に電気を供給している一般電気事業者等とは、府内に位置する事業所等を設置し、又は管理する事業者との間に当該事業所等に係る電気の販売契約（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項に規定する一般電気事業又は同項第7号に規定する特定規模電気事業の用に供するための電気の供給の契約を除く。）を締結しているものとする。

（電気事業者排出量削減計画書の作成等）

第21条 規則第47条の規定による電気事業者排出量削減計画書の作成及び提出に関する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 該当する事業者要件

一般電気事業者又は特定規模電気事業者の種別を記載するものとする。

(2) 事業の概要

自己が所有する発電所（経営支配下においている子会社が所有する発電所を含む。以下「自社等発電所」という。）における発電による電気の供給事業及び他の一般電気事業者、電気事業法第2条第1項第4号に規定する卸電気事業者又は同項第12号に規定する卸供給事業者（以下「他の一般電気事業者等」という。）から調達した電気の供給事業並びにその他の地球温暖化の防止に貢献する事業の概要を記載するものとする。

(3) 基本方針

前号の事業において実施する地球温暖化対策の推進その他の地球温暖化の防止に貢献する考え方及び取組方針を記載するものとする。

(4) 推進体制

地球温暖化対策の推進に関する担当部署、責任者及び担当者並びに点検体制を記載するものとする。

(5) 電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の状況

電気事業者排出量削減計画書を提出する年度（以下「提出年度」という。）の前年度（以下「前年度」という。）における別表第6に基づき算定した電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量及び把握率（すべての電気の供給の量から送配電損失及び変電所所内電力を控除した量（以下「電気供給量」という。）のうち温室効果ガス排出係数（当該年度における同号で算定した温室効果ガスの排出の量を電気供給量で除したものをいう。以下同じ。）の算定の基礎となる情報を把握したものの割合をいう。）を記載するものとする。

(6) 電気の供給に伴う温室効果ガスの排出の量の削減を図るための措置及び目標

前年度、提出年度、平成22年度及び長期的目標年度（概ね平成42年度とする。以下同じ。）における温室効果ガス排出係数の削減目標（前年度にあっては実績値）並びに温室効果ガス排出係数の削減を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

(7) 自然エネルギーの供給の量の割合の拡大を図るため措置及び目標

ア 自然エネルギーによる発電量の割合の拡大に係る措置及び目標

前年度、提出年度、平成22年度及び長期的目標年度における自社等発電所において自然エネルギーを利用して発電する電気の供給の量（以下「自然エネルギー発電量」という。）及び導入率（自社等発電所における自然エネルギー発電量を電気供給量で除したものをいう。）の目標値（前年度にあっては実績値）並びに自社等発電所における自然エネルギー発電量の拡大を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

イ 自然エネルギーの環境価値の量の割合の拡大に係る措置及び目標

前年度、提出年度、平成22年度及び長期的目標年度における自然エネルギーの環境価値の量（自社等発電所における自然エネルギー発電量、自社等発電所以外の発電所における自然エネルギー発電量の購入量、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成14年経済産業省令第119号）第1条第2項に規定する新エネルギー等電気相当量の購入量及びグリーン電力認証機構の認証を受けたグリーン電力の購入量の合計をいう。以下「自然エネルギー環境価値量」という。）及び利用率（自然エネルギー環境価値量を電気供給量で除したものをいう。）の目標値（前年度にあっては実績値）並びに自然エネルギー環境価値量の割合の拡大を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

(9) 特記事項

ア 未利用エネルギーによる発電量の割合の拡大を図るための措置及び目標

未利用エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「未利用エネルギー発電量」という。以下同じ。）及び目標値（前年度にあっては実績値）並びに未利用エネルギー発電量の割合の拡大を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

イ 火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標

自社等発電所（火力発電所に限る。）における熱効率（燃料の保有するエネルギー

ギーに対する電力に返還されたエネルギーの割合をいう。)の向上を図るために実施しようとする取組及び措置の内容を記載するものとする。

ウ 電気需要者に対する地球温暖化の防止に資する取組

府内の電気需要者(府内で電気を使用する者をいう。)に対する地球温暖化の防止に資する情報の提供その他の取組の状況及び計画を記載するものとする。

エ その他の地球温暖化の防止に貢献する取組

森林の保全及び整備、京都メカニズム(気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成17年条約第1号)第6条、第12条及び第17条に規定する措置をいう。)の活用その他の地球温暖化の防止に貢献する取組の状況及び計画を記載するものとする。

(10) 添付資料

温室効果ガス排出係数の算定に係る資料、府内に位置する自社等発電所の状況を示す資料その他知事が必要と認める資料を添付するものとする。

(電気事業者排出量削減報告書の作成等)

第22条 規則第49条の規定による電気事業者排出量削減報告書の作成は、前条の規定より提出した電気事業者排出量削減計画書に記載した内容について、当該報告年度における実施結果及び実績を記載するものとし、記載の方法は、事業者排出量削減計画書に準拠するものとする。

(電気事業者排出量削減計画書等の提出等)

第23条 一般電気事業者等は、電気事業者排出量削減計画書、電気事業者排出量削減報告書及び添付資料(以下「電気事業者排出量削減計画書関連書類」という。)を、知事に各1部提出するものとする。

2 一般電気事業者等は、電気事業者排出量削減計画書関連書類について提出前に控え一式を作成し、計画期間の全期間の報告が完了するまで保存しなければならない。

(電気事業者排出量削減計画書等の再提出)

第24条 一般電気事業者等は、提出した電気事業者排出量削減計画書関連書類の見直し又は訂正等を行うときは、速やかに見直し又は訂正等を行った電気事業者排出量削減計画書関連書類を知事に再提出しなければならない。

附 則

- 1 改正後の指針は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第8条の知事が別に定める係数は、平成20年度から平成22年度を計画期間とする事業者排出量削減計画書にあっては、一般電気事業者及び特定規模電気事業者ごとに次の各号に掲げる係数とする。
 - (1) 北海道電力株式会社 0.000479t-CO₂/kWh
 - (2) 東北電力株式会社 0.000441t-CO₂/kWh
 - (3) 東京電力株式会社 0.000339t-CO₂/kWh
 - (4) 中部電力株式会社 0.000481t-CO₂/kWh
 - (5) 北陸電力株式会社 0.000457t-CO₂/kWh
 - (6) 関西電力株式会社 0.000338t-CO₂/kWh
 - (7) 四国電力株式会社 0.000368t-CO₂/kWh
 - (8) 九州電力株式会社 0.000375t-CO₂/kWh
 - (9) イーレックス株式会社 0.000429t-CO₂/kWh
 - (10) エネサーブ株式会社 0.000423t-CO₂/kWh
 - (11) 株式会社エネット 0.000441t-CO₂/kWh
 - (12) G T F グリーンパワー株式会社 0.000289t-CO₂/kWh
 - (13) ダイヤモンドパワー株式会社 0.000432t-CO₂/kWh
 - (14) 株式会社ファーストエスコ 0.000292t-CO₂/kWh
 - (15) 丸紅株式会社 0.000507t-CO₂/kWh
 - (16) その他の電気事業者 0.000555t-CO₂/kWh
- 3 改正後の指針の施行の日前に京都府地球温暖化対策条例(平成17年京都府条例第51号)第18条第1項の規定による事業者排出量削減計画書の提出をした者が、当該計画書に係る同条例第18条第3項に規定する変更後の事業者排出量削減計画書及び同条例第19条に規定する事業者排出量削減報告書を提出する場合の改正後の京都府地球温暖化対策指針第5条から第11条までの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

改正後の指針は、平成20年7月31日から施行する。

附 則

改正後の指針は、平成21年11月27日から施行する。

附 則

改正後の指針は、平成22年4月1日から施行する。